

事業名：国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業

令和6年4月12日に公表した実施に関する方針に対する
意見回答書

令和6年4月30日

国土交通省 四国地方整備局

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 実施に関する方針に対する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	実施方針	4	1	1	(9)	民間事業者への支払	①整備業務に係る対価について、「国への所有権移転後、令和14年度から令和35年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間(7年)を要望します。7年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	原案のとおりとします。
2	実施方針	25	6	2	(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	四国地方整備局が賠償請求される(2)②の方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、四国地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、(1)③では「四国地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる」とあります。四国地方整備局が賠償請求する(1)③にも、「協議して定めるものとする」と記載するよう検討をお願い致します。	詳細は、入札公告時に示します。
3	実施方針	35	別紙5		5 6	リスク分担表	「事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡日以前)に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。23年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	詳細は、入札公告時に示します。
4	実施方針	35	別紙5		5 6	リスク分担表	他の電線共同溝PFI事業においての基準金利は国債金利を採用していますが、事業者がSPCを設立し資金調達した場合、利率が国債金利の2~3倍程度と大きく乖離しております。基準金利を民間金融機関で採用されている一般的な金利として頂くようご検討をお願い致します。	詳細は、入札公告時に示します。
5	実施方針	35	別紙5		11	リスク分担表	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるようにすべきではないでしょうか。	法令変更起因する契約解除リスクの損害負担については、リスク分担表の「番号61」に記載のとおりです。
6	実施方針	35	別紙5		12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象としていただきますようお願い致します。	リスク分担表の「番号11」及び「番号12」に記載のとおりです。
7	実施方針	36	別紙5		20 21	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示をお願い致します。	事前説明は行っておりません。
8	実施方針	37	別紙5		21	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願い致します。	リスク分担表の「番号21」に記載のとおりとします。
9	実施方針	38	別紙5		44	リスク分担表	物価上昇のリスクについて、維持管理段階(番号55)では事業者負担は「△」ですが、整備・引渡し段階(番号44)では「○」となっている理由についてご教示をお願い致します。	詳細は、入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
10	実施方針	38	別紙5		44	リスク分担表	物価上昇リスクについて、事業者負担に「○」が記載されておりますが、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情については、事業者でコントロールすることができないため、事業者負担の記載を「△」に変更お願い致します。	詳細は、入札公告時に示します。
11	実施方針	39	別紙5		60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示お願い致します。	不可抗力に起因する契約解除の要件は、リスク分担表の「番号13」及び「番号14」に記載のとおりです。
12	実施方針	39	別紙5		60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除お願い致します。	詳細は、入札公告時に示します。
13	実施方針	39	別紙5		61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示お願い致します。	法令変更に対する事業者の負担については、リスク分担表の「番号11」及び「番号12」に記載のとおりです。
14	実施方針	39	別紙5		61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除お願い致します。	詳細は、入札公告時に示します。